

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成27年6月10日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	15件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	14件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500001 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1500001 号

第 1 結論

請求期間のうち、昭和 47 年 9 月から同年 11 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、請求者は厚生年金保険に加入していることから、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 47 年 9 月から同年 12 月まで

私は、昭和 47 年 9 月に勤務していた会社を辞め、同年 12 月から別の会社に勤務するまで A 市の実家に帰郷していたが、父に国民年金の加入を勧められ、国民年金に加入した。

国民年金保険料の納付場所や納付額等は記憶していないが、所持している A 市で発行された国民年金手帳には、請求期間の保険料を納付したことを示す同市の領収印が押されているにもかかわらず、年金事務所の記録では、請求期間が国民年金に未加入の上、保険料も未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が所持する昭和 47 年 10 月 6 日に A 市で発行された国民年金手帳には、国民年金印紙検認記録欄に検認年度の表記が無いものの、9 月から 12 月までの月分欄に同市において同年 12 月 28 日に国民年金保険料を納付したことを示す「A 市収入役 47. 12. 28」の収納印が押されていることが確認でき、請求期間当時の現年度保険料は同市において納付が可能であった上、当該手帳記号番号は、請求者の前後の記号番号の任意加入被保険者の資格取得日から、同年 9 月頃に同市で払い出されたものと推認できることなどから、請求期間の保険料が納付されていたことが認められる。

また、請求者が請求期間前後に勤務していた事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、請求者は昭和 47 年 9 月 13 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 12 月 4 日に同資格を再度取得している記録が確認できるところ、上記の国民年金手帳には、請求者は強制被保険者として同年 9 月 16 日に国民年金被保険者資格を

取得し、同年 12 月 4 日に同資格を喪失したことが記載されており、不合理な点は見当たらない。

一方、社会保険事務所（当時）が作成した国民年金受付管理簿によると、上記手帳記号番号の摘要欄には「誤適用」と記載され、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて当該記号番号は番号取消の記録となっている上、オンライン記録上、当該番号に係る記録は存在しない。

しかしながら、「誤適用」により番号が取り消された経緯は不明である上、上記の国民年金手帳及び厚生年金保険被保険者原票の記録からは、請求者が請求期間において他の被用者年金制度に加入していたことをうかがわせる事実は確認できず、改製原戸籍の附票により、請求者は当該期間においてA市に居住していることが確認でき、請求者に聴取しても誤適用とされる理由は見当たらず、保険料を納付しているにもかかわらず、国民年金手帳記号番号を取り消し、未加入期間とする合理的理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。しかしながら、昭和 47 年 12 月については、請求者は、厚生年金保険に加入していることから、当該期間を納付済期間として記録訂正することはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500037 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500001 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 23 年 12 月 9 日の標準賞与額に係る記録を 14 万 9,000 円とすることが必要である。

平成 23 年 12 月 9 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 12 月 9 日

私は、A 社に勤務し、育児休業期間中の請求期間に同社から賞与が支給されたにもかかわらず、厚生年金保険の記録には、当該賞与に係る記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る平成 23 年分の賃金台帳により、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録から、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき、育児休業期間中(平成 23 年 10 月 2 日から平成 24 年 11 月 5 日まで)に係る請求者の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、厚生労働大臣に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない旨が定められていることから、たとえ、請求期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されていない場合であっても、年金額の計算の基礎とすべきものと考えられる。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳において確認できる賞与額から、14 万 9,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500038 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500002 号

第 1 結論

請求者の A 社における請求期間の標準賞与額に係る記録を、平成 22 年 12 月 10 日は 20 万 1,000 円、平成 23 年 3 月 31 日は 1 万円とすることが必要である。

平成 22 年 12 月 10 日及び平成 23 年 3 月 31 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 12 月 10 日
② 平成 23 年 3 月 31 日

私は、A 社に勤務し、育児休業期間中の請求期間に同社から賞与が支給されたにもかかわらず、厚生年金保険の記録には、当該賞与に係る記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る平成 22 年分及び平成 23 年分の賃金台帳により、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録から、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく、育児休業期間中(平成 22 年 11 月 21 日から平成 23 年 4 月 15 日まで)に係る請求者の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、厚生労働大臣に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない旨が定められていることから、たとえ、請求期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されていない場合であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳において確認できる賞与額から、平成 22 年 12 月 10 日は 20 万 1,000 円、平成 23 年 3 月 31 日は 1 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500039 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500003 号

第 1 結論

請求者の A 社における請求期間の標準賞与額に係る記録を、平成 22 年 12 月 10 日は 10 万 4,000 円、平成 23 年 3 月 31 日は 1 万円とすることが必要である。

平成 22 年 12 月 10 日及び平成 23 年 3 月 31 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 12 月 10 日
② 平成 23 年 3 月 31 日

私は、A 社に勤務し、育児休業期間中の請求期間に同社から賞与が支給されたにもかかわらず、厚生年金保険の記録には、当該賞与に係る記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る平成 22 年分及び平成 23 年分の賃金台帳により、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録から、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく、育児休業期間中(平成 22 年 9 月 7 日から平成 23 年 12 月 31 日まで)に係る請求者の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、厚生労働大臣に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われたい旨が定められていることから、たとえ、請求期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されていない場合であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳において確認できる賞与額から、平成 22 年 12 月 10 日は 10 万 4,000 円、平成 23 年 3 月 31 日は 1 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500040 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500004 号

第 1 結論

請求者の A 社における請求期間の標準賞与額に係る記録を、平成 23 年 3 月 31 日は 1 万円、同年 6 月 14 日は 6 万 9,000 円とすることが必要である。

平成 23 年 3 月 31 日及び同年 6 月 14 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 23 年 3 月 31 日
② 平成 23 年 6 月 14 日

私は、A 社に勤務し、育児休業期間中の請求期間に同社から賞与が支給されたにもかかわらず、厚生年金保険の記録には、当該賞与に係る記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る平成 23 年分の賃金台帳により、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録から、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく、育児休業期間中(平成 23 年 3 月 22 日から平成 24 年 1 月 23 日まで)に係る請求者の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、厚生労働大臣に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われたい旨が定められていることから、たとえ、請求期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されていない場合であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳において確認できる賞与額から、平成 23 年 3 月 31 日は 1 万円、同年 6 月 14 日は 6 万 9,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500041 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500005 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 23 年 12 月 9 日の標準賞与額に係る記録を 12 万 9,000 円とすることが必要である。

平成 23 年 12 月 9 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 12 月 9 日

私は、A 社に勤務し、育児休業期間中の請求期間に同社から賞与が支給されたにもかかわらず、厚生年金保険の記録には、当該賞与に係る記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る平成 23 年分の賃金台帳により、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録から、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく、育児休業期間中(平成 23 年 9 月 1 日から平成 24 年 7 月 5 日まで)に係る請求者の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、厚生労働大臣に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない旨が定められていることから、たとえ、請求期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されていない場合であっても、年金額の計算の基礎とすべきものと考えられる。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳において確認できる賞与額から、12 万 9,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500042 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500006 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 23 年 12 月 9 日の標準賞与額に係る記録を 2 万 2,000 円とすることが必要である。

平成 23 年 12 月 9 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 12 月 9 日

私は、A 社に勤務し、育児休業期間中の請求期間に同社から賞与が支給されたにもかかわらず、厚生年金保険の記録には、当該賞与に係る記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る平成 23 年分の賃金台帳により、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録から、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき、育児休業期間中(平成 23 年 7 月 14 日から平成 24 年 5 月 6 日まで)に係る請求者の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、厚生労働大臣に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない旨が定められていることから、たとえ、請求期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されていない場合であっても、年金額の計算の基礎とすべきものと考えられる。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳において確認できる賞与額から、2 万 2,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500043 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500007 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 23 年 6 月 14 日の標準賞与額に係る記録を 38 万 8,000 円とすることが必要である。

平成 23 年 6 月 14 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 6 月 14 日

私は、A 社に勤務し、育児休業期間中の請求期間に同社から賞与が支給されたにもかかわらず、厚生年金保険の記録には、当該賞与に係る記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る平成 23 年分の賃金台帳により、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録から、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく、育児休業期間中(平成 23 年 6 月 15 日から平成 24 年 4 月 15 日まで)に係る請求者の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、厚生労働大臣に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない旨が定められていることから、たとえ、請求期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されていない場合であっても、年金額の計算の基礎とすべきものと考えられる。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳において確認できる賞与額から、38 万 8,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500044 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500008 号

第 1 結論

請求者の A 社における請求期間の標準賞与額に係る記録を、平成 22 年 12 月 10 日は 12 万 2,000 円、平成 23 年 3 月 31 日は 1 万円とすることが必要である。

平成 22 年 12 月 10 日及び平成 23 年 3 月 31 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 12 月 10 日
② 平成 23 年 3 月 31 日

私は、A 社に勤務し、育児休業期間中の請求期間に同社から賞与が支給されたにもかかわらず、厚生年金保険の記録には、当該賞与に係る記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る平成 22 年分及び平成 23 年分の賃金台帳により、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録から、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく、育児休業期間中(平成 22 年 9 月 2 日から平成 23 年 7 月 6 日まで)に係る請求者の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、厚生労働大臣に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない旨が定められていることから、たとえ、請求期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されていない場合であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳において確認できる賞与額から、平成 22 年 12 月 10 日は 12 万 2,000 円、平成 23 年 3 月 31 日は 1 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500045 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500009 号

第 1 結論

請求者の A 社における請求期間の標準賞与額に係る記録を、平成 22 年 12 月 10 日は 9 万 5,000 円、平成 23 年 3 月 31 日は 1 万円とすることが必要である。

平成 22 年 12 月 10 日及び平成 23 年 3 月 31 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 12 月 10 日
② 平成 23 年 3 月 31 日

私は、A 社に勤務し、育児休業期間中の請求期間に同社から賞与が支給されたにもかかわらず、厚生年金保険の記録には、当該賞与に係る記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る平成 22 年分及び平成 23 年分の賃金台帳により、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録から、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく、育児休業期間中(平成 22 年 9 月 6 日から平成 24 年 1 月 10 日まで)に係る請求者の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、厚生労働大臣に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われたい旨が定められていることから、たとえ、請求期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されていない場合であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳において確認できる賞与額から、平成 22 年 12 月 10 日は 9 万 5,000 円、平成 23 年 3 月 31 日は 1 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500046 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500010 号

第 1 結論

請求者の A 社における請求期間の標準賞与額に係る記録を、平成 23 年 3 月 31 日は 1 万円、同年 12 月 9 日は 15 万 6,000 円とすることが必要である。

平成 23 年 3 月 31 日及び同年 12 月 9 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 62 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 23 年 3 月 31 日
② 平成 23 年 12 月 9 日

私は、A 社に勤務し、育児休業期間中の請求期間に同社から賞与が支給されたにもかかわらず、厚生年金保険の記録には、当該賞与に係る記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る平成 23 年分の賃金台帳により、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録から、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく、育児休業期間中(平成 21 年 11 月 27 日から平成 23 年 3 月 31 日までの期間及び同年 11 月 17 日から平成 24 年 3 月 31 日までの期間)に係る請求者の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、社会保険庁長官（当時。平成 22 年 1 月 1 日以降は厚生労働大臣）に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われぬ旨が定められていることから、たとえ、請求期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されていない場合であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳

において確認できる賞与額から、平成23年3月31日は1万円、同年12月9日は15万6,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500047 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500011 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 23 年 6 月 14 日の標準賞与額に係る記録を 21 万 9,000 円とすることが必要である。

平成 23 年 6 月 14 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 6 月 14 日

私は、A 社に勤務し、育児休業期間中の請求期間に同社から賞与が支給されたにもかかわらず、厚生年金保険の記録には、当該賞与に係る記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る平成 23 年分の賃金台帳により、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録から、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく、育児休業期間中(平成 23 年 4 月 20 日から平成 24 年 4 月 15 日まで)に係る請求者の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、厚生労働大臣に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない旨が定められていることから、たとえ、請求期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されていない場合であっても、年金額の計算の基礎とすべきものと考えられる。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳において確認できる賞与額から、21 万 9,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500002 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500012 号

第 1 結論

請求者の A 社 B 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 52 年 2 月 12 日から昭和 52 年 3 月 11 日に訂正し、昭和 52 年 2 月の標準報酬月額を 10 万 4,000 円とすることが必要である。

昭和 52 年 2 月 12 日から昭和 52 年 3 月 11 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 2 月 12 日から昭和 52 年 3 月 11 日まで

私は、A 社 B 事業所に勤務していたが、異動した際の請求期間に係る厚生年金保険の記録が未加入になっている。その間も引き続き勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社の回答、請求者の同社に係る雇用保険の加入記録及び C 厚生年金基金から提出された請求者に係る加入員適用記録から、請求者は、A 社に継続して勤務し（昭和 52 年 3 月 11 日に A 社 B 事業所から A 社に異動）、請求期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、上記請求者の加入員適用記録によると、請求者が昭和 52 年 3 月 11 日に A 社 B 事業所を転出し、同日に A 社に転入した記録が確認でき、請求期間に対応する期間について加入員適用記録に空白は無い。

さらに、C 厚生年金基金では、「請求期間当時から社会保険事務所（当時）に提出する届出書と厚生年金基金に提出する届出書は、複写式の様式を使用していた。」と回答していることから、A 社では同一の届出を厚生年金基金と社会保険事務所に行っていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者が A 社 B 事業所において昭和 52 年 3 月 11 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行

ったものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者に係るC厚生年金基金の昭和52年2月の記録から、10万4,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500032 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500013 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 11 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日に訂正し、同年 5 月の標準報酬月額を 30 万円とすることが必要である。

平成 11 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの訂正後の期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 11 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの訂正後の期間に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 11 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A 社での資格喪失日が平成 11 年 5 月 31 日となっているが、同社を退職したのは平成 11 年 5 月 31 日であるので、同年 6 月 1 日を資格喪失日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が所持している A 社を退職後に就職した B 社発行の「平成 11 年分給与所得の源泉徴収票」の摘要欄から、請求者は、平成 11 年 5 月 31 日まで A 社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、平成 11 年 4 月の厚生年金保険の記録から、30 万円とすることが妥当である。

なお、請求者に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会したものの回答が得られないため当時の状況は不明であるが、事業主が資格喪失日を平成 11 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の

資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500004 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500014 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の資格喪失日を昭和 49 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日に訂正し、同年 2 月の標準報酬月額を 5 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 49 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日までの訂正後の期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 49 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

昭和 48 年 4 月 1 日から昭和 49 年 7 月 31 日まで A 社に継続して勤務していたが、昭和 49 年 3 月に転勤した際の、昭和 49 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日までの間（1 か月）が厚生年金保険に未加入と記録されているので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び A 社の回答から、請求者は、請求期間において継続して同社に勤務し、(昭和 49 年 3 月 1 日に A 社から A 社 B 支店に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社における昭和 49 年 1 月の社会保険事務所（当時）の記録から、5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 49 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについて不明と回答しているが、昭和 49 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を昭和 49 年 3 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 2 月 28

日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年2月28日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和49年2月28日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500060 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1500002 号

第 1 結論

昭和 48 年 11 月から昭和 49 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 48 年 11 月から昭和 49 年 3 月まで

20 歳に到達した頃、両親の勧めもあり、自身で国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付してきたのに請求期間が未加入期間となっている。一方、昭和 54 年 2 月から同年 7 月までの厚生年金保険加入期間に国民年金に加入しているとして国民年金保険料が還付されたが、厚生年金保険の加入期間に国民年金保険料を納付するはずがなく、請求期間の保険料が当該期間の保険料に充てられたと思うので記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者に係る国民年金被保険者名簿に記載された資格取得年月日の届出日（昭和 53 年 1 月 14 日）及び国民年金手帳記号番号払出管理簿における請求者の前後の被保険者資格取得日から昭和 53 年 1 月頃に払い出されたものと推認でき、請求者の主張する加入時期と異なる。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録のいずれにおいても、被保険者資格取得日は昭和 52 年 6 月 1 日（平成 23 年 10 月に昭和 52 年 6 月 2 日に訂正）で一致しており、請求期間は未加入期間となり、制度上、請求期間の国民年金保険料は納付できない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査や氏名検索を行ったが、請求者に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

なお、請求者は、平成 23 年 10 月 28 日に還付決議された国民年金保険料（昭和 54

年2月1日から同年8月21日までの厚生年金保険加入期間に納付していた保険料)について、当時は、A地で厚生年金保険に加入していたので納付するはずは無く、当該期間の国民年金保険料は請求期間の保険料ではないかと主張しているが、請求者は、昭和58年に婚姻するまで、住所を変更しておらず、請求者に係る国民年金被保険者名簿に、昭和52年6月1日から昭和55年1月25日まで国民年金に加入した期間と記録されている上、口座振替処理欄に昭和53年度1期から口座振替で保険料を納付していることが記録されていることから、当該期間の国民年金保険料を口座振替で納付したものと推認でき、請求期間の保険料ではない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500061 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1500003 号

第 1 結論

昭和 61 年 6 月の請求期間、昭和 61 年 9 月の請求期間、昭和 61 年 12 月から昭和 62 年 4 月までの請求期間、昭和 62 年 6 月の請求期間、昭和 63 年 3 月の請求期間、昭和 63 年 10 月の請求期間、平成元年 1 月の請求期間及び平成元年 4 月の請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

また、平成 3 年 4 月から同年 9 月までの請求期間については、定額保険料及び付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 61 年 6 月
② 昭和 61 年 9 月
③ 昭和 61 年 12 月から昭和 62 年 4 月まで
④ 昭和 62 年 6 月
⑤ 昭和 63 年 3 月
⑥ 昭和 63 年 10 月
⑦ 平成元年 1 月
⑧ 平成元年 4 月
⑨ 平成 3 年 4 月から同年 9 月まで

昭和 50 年 10 月以降、老後のため、国民年金に加入し、保険料を納付してきた。

しかし、請求期間①から⑧までについては付加保険料の納付記録が無く、⑨については、定額保険料及び付加保険料が未納と記録されている。納付を証明する特段の資料は無いが、納付していたことを認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①から⑧までについては、i) 請求者は国民年金保険料（定額保険料及び付加保険料）を毎月納付していたと主張する一方で、多忙で毎月納付できないこともあるため、保険料免除制度を利用し、後日納付することもあったとしており、その主張に一貫性がないこと、ii) 特に請求期間③については定額保険料を過年度納付した

記録となっており、過年度納付した時点では制度上、付加保険料は納付できないこと、iii) 請求期間は昭和 61 年 6 月から平成元年 4 月までの間の 8 期間 12 か月にわたっており、この間、行政側の事務取扱の誤りが続くとは考え難いこと、iv) 上記期間に係る付加保険料の納付を確認できる関連資料(家計簿、確定申告書等)は無いことから、上記期間については、納付時点において、制度上、付加保険料が納付できなかったため、定額保険料のみを納付したものと推認できる。

請求期間⑨については、申請免除期間(追納済み)に続く期間であるとともに、その直後の期間の国民年金保険料を過年度納付した記録となっており、請求期間⑨が未納と記録されていても不自然さはいかかえ、その直後の期間(平成 3 年 10 月から平成 4 年 3 月までの 6 か月間)の国民年金保険料を過年度納付した時点では、制度上、時効により国民年金保険料を納付できない。

なお、請求者に係る申請免除期間であった平成 2 年度及び平成 5 年度から 7 年度までの国民年金保険料は、平成 10 年 3 月 20 日に過年度納付(定額保険料)されている。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑧までの国民年金保険料(付加保険料)及び請求期間⑨の国民年金保険料(定額保険料及び付加保険料)を納付していたものと認めることはできない。